

※ 以下、略称は次のとおり表示しています。

法：都市計画法

政令：都市計画法施行令

省令：都市計画法施行規則

条例：都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

細則：習志野市開発行為等規制細則

○ 開発許可等の申請書類一覧

1. 開発行為許可申請(法第30条第1項)

申 請 書 類		適 用	
図 書	1. 開発行為許可申請書	省令別記様式第二	省令第16条第1項
	2. 設計説明書 (1)その一(設計の概要) (2)その二(公共施設の管理者等に関する事項)	細則別記第1号様式 細則別記第2号様式	細則第4条 細則第4条
	3. 資金計画書 (1)資金計画書 (2)工事費の内訳明細書 (3)資金証明書(残高証明書、融資証明書等)	省令別記様式第三	省令第15条、第16条 細則第5条第1項第1号 細則第5条第1項第2号
	4. 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)		細則第6条第1項第2号
	5. 申請者の資力及び信用に関する書類 【法人の場合】 (1)法人の登記事項証明書(全部事項証明書) (2)前年度の財務諸表 (3)法人税に関する納税証明書 (その1、その2、その3) (4)事業経歴書 【個人の場合】 (1)住民票の写し(個人番号の記載がないもの) (2)資産に関する調書 (3)所得税に関する納税証明書 (その1、その2、その3) (4)事業経歴書		細則第6条第1項第3号 細則第6条第2項第1号 細則第6条第2項第2号 細則第6条第2項第2号 細則第6条第2項第3号 細則第6条第2項第1号 細則第6条第2項第2号 細則第6条第2項第2号 細則第6条第2項第3号
	6. 工事施行者の能力に関する書類 【法人の場合】 (1)法人の登記事項証明書(全部事項証明書) (2)工事経歴書 (3)建設業者許可証明書		細則第6条第1項第4号 細則第6条第3項第1号 細則第6条第3項第2号 細則第6条第3項第3号

図 書	6. 工事施行者の能力に関する書類 【個人の場合】 (1)住民票の写し(個人番号の記載がないもの) (2)工事経歴書 (3)建設業者許可証明書		細則第6条第1項第4号 細則第6条第3項第1号 細則第6条第3項第2号 細則第6条第3項第3号
	7. 開発行為施行同意書(印鑑登録証明書付)	細則別記第3号様式	細則第6条第4項
	8. 公共施設の管理者の同意書		法第30条第2項
	9. 公共施設の管理に関する協議書		法第30条第2項
	10. 設計者の資格を証する書類 (1)開発行為に関する工事設計者の資格申告書 (2)最終学歴の卒業証明書 (3)資格・免許等を証する書類 (4)実務経歴を証する書類等	細則別記第4号様式	細則第6条第5項 細則第6条第1項第6号 細則第6条第1項第6号 細則第6条第1項第6号
	11. 給水に関する書類		法第33条第1項第4号
図 面	1. 位置図	縮尺 1/50,000 以上	省令第17条第2項
	2. 区域図	縮尺 1/2,500 以上	省令第17条第3項
	3. 公図の写し	縮尺 1/600 以上	細則第6条第1項第1号
	4. 現況図	縮尺 1/2,500 以上	省令第16条第4項
	5. 開発区域の求積図	縮尺 1/500 以上	細則第6条第1項第5号
	6. 土地利用計画図	縮尺 1/1,000 以上	省令第16条第4項
	7. 造成計画平面図	縮尺 1/1,000 以上	省令第16条第4項
	8. 造成計画断面図	縮尺 1/1,000 以上	省令第16条第4項
	9. 排水施設計画平面図	縮尺 1/500 以上	省令第16条第4項
	10. 排水計画断面図	縮尺 1/500 以上	細則第6条第1項第6号
	11. 給水施設計画平面図	縮尺 1/500 以上	省令第16条第4項
	12. がけの断面図	縮尺 1/50 以上	省令第16条第4項
	13. 擁壁の断面図	縮尺 1/50 以上	省令第16条第4項
	14. 道路計画平面図・縦横断面図	縮尺 1/1,000 以上	細則第6条第1項第6号
	15. 消防水利平面図	縮尺 1/1,000 以上	細則第6条第1項第6号
	16. 各種構造図	縮尺 1/500 以上	細則第6条第1項第6号

注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 申請書(正本)は原本を添付してください。(副本は写しで可) (3) 各種証明書は、申請日より3ヶ月以内のものを添付してください。 (4) 図面には設計者の記名・押印をしてください。 (5) 別途、開発登録簿の図面として、土地利用計画図を1部提出してください。 (6) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。 (7) この表のほかに書類等が必要となる場合がありますので、担当窓口にてご確認ください。
------------------	---

2. 開発行為変更許可申請(法第35条の2第2項)

申 請 書 類		適 用	
図 書	1. 開発行為変更許可申請書	細則別記第8号様式	細則第9条第1項
	2. 公共施設の管理者の同意書		法第30条第2項 ※ 内容を変更する場合
	3. 公共施設の管理に関する協議書		法第30条第2項 ※ 内容を変更する場合
	4. 変更理由書	様式自由	細則第9条第2項第1号
	5. 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)		細則第9条第2項第2号 ※ 内容を変更する場合
	6. 申請者の資力及び信用に関する書類一式		細則第9条第2項第2号 ※ 内容を変更する場合
	7. 工事施行者の能力に関する書類一式		細則第9条第2項第2号 ※ 許可を要する工事施行者の変更の場合
図 面	1. 位置図	縮尺 1/50,000 以上	省令第17条第2項
	2. 区域図	縮尺 1/2,500 以上	省令第17条第2項
	3. 公図の写し	縮尺 1/600 以上	細則第9条第2項第2号 ※ 内容を変更する場合
	4. 設計変更説明図	縮尺任意	細則第9条第2項第3号 ※ 設計を変更する場合
	5. 開発区域の求積図	縮尺 1/500 以上	細則第9条第2項第2号 ※ 内容を変更する場合
	6. 土地利用計画図	縮尺 1/1,000 以上	細則第9条第2項第4号
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 申請書(正本)は原本を添付してください。(副本は写しで可) (3) 各種証明書は、申請日より3ヶ月以内のものを添付してください。 (4) 図面には設計者の記名・押印をしてください。 (5) 別途、開発登録簿の図面として、土地利用計画図を1部提出してください。 (6) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。 (7) この表のほかに書類等が必要となる場合がありますので、担当窓口にてご確認ください。		

3. 開発行為変更届出(法第35条の2第3項)

届 出 書 類		適 用	
図 書	1. 開発行為変更届出書	細則別記第11号 様式	細則第10条第1項
	2. 変更理由書	様式自由	細則第10条第2項
	3. 住民票の写し(個人番号の記載のないもの) 【法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書(全部事項証明書)】		細則第10条第2項 ※ 省令第28条の4第1項第2号の変更の場合
	4. 工事経歴書		細則第10条第2項 ※ 省令第28条の4第1項第2号の変更の場合
図 面	1. 設計変更説明図	縮尺任意	細則第10条第2項 ※ 省令第28条の4第1項第1号の変更の場合
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 届出書(正本)は原本を添付してください。(副本は写しで可) (3) 各証明書は、届出日より3ヶ月以内のものを添付してください。 (4) 図面には設計者の記名・押印をしてください。 (5) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。		

4. 工事完了届出書(法第36条第1項)

届 出 書 類		適 用	
図 書	1. 工事完了届出書 (公共施設工事完了届出書)	省令別記様式第四 (省令別記様式第五)	省令第29条 (省令第29条 ※ 公共施設に関する工事が完了した場合)
	2. 開発区域に含まれる土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)		細則第11条
図 面	1. 土地利用計画図	縮尺 1/1,000 以上	細則第11条
	2. 造成計画平面図	縮尺 1/1,000 以上	細則第11条
	3. 公共施設の用に供する土地の地積図	縮尺 1/500 以上	細則第11条
	4. 公図の写し	縮尺 1/600 以上	細則第11条
	5. 開発区域の求積図	縮尺 1/500 以上	細則第11条
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 届出書(正本)は原本を添付してください。(副本は写しで可) (3) 各種証明書は、届出日より3ヶ月以内のものを添付してください。		

注 意 事 項	(4) 図面には設計者の記名・押印をしてください。 (5) 別途、開発登録簿の図面として、土地利用計画図を1部提出してください。 (6) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。
------------------	--

5. 工事完了公告以前の建築(建設)承認申請(法第37条第1項)

申 請 書 類		適 用	
図 書	1. 工事完了公告以前の建築(建設)承認申請書	細則別記第12号 様式	細則第12条第1項
面	1. 位置図	縮尺 1/50,000 以上	細則第12条第2項第1号
	2. 区域図	縮尺 1/2,500 以上	細則第12条第2項第1号
	3. 土地利用計画図(配置図)	縮尺 1/1,000 以上	細則第12条第2項第2号
	4. 予定建築物又は特定工作物の平面図	縮尺 1/200 以上	細則第12条第2項第3号
	5. 予定建築物又は特定工作物の立面図 (2面以上)	縮尺 1/200 以上	細則第12条第2項第3号
	6. 敷地求積図	縮尺 1/500 以上	細則第12条第2項第4号
	7. 予定建築物の杭伏図、基礎伏図または基礎の 構造形式を示す図書	縮尺任意	細則第12条第2項第5号
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 図面には設計者の記名・押印をしてください。 (3) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。 (4) この表のほかに書類等が必要となる場合がありますので、担当窓口にてご確認ください。		

6. 開発行為に関する工事の廃止の届出(法第38条)

届 出 書 類		適 用	
図 書	1. 開発行為に関する工事の廃止の届出書	省令別記様式第八	省令第32条
	2. 廃止の理由を記載した書類		細則第13条第1項第1号
	3. 開発行為に関する工事の廃止に係る土地の区 域内の状況を明示する現況写真		細則第13条第1項第2号
	4. 開発行為に関する工事の廃止に係る土地の区 域内に講ぜられた防災上の措置を記載した図書		細則第13条第1項第3号
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。 (3) この表のほかに書類等が必要となる場合がありますので、担当窓口にてご確認ください。		

○ 建築の許可等の申請書類一覧

1. 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請(法第41条第2項ただし書)

申 請 書 類		適 用	
図 書	1. 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書	細則別記第14号 様式	細則第14条第1項
図 面	1. 位置図	縮尺 1/50,000 以上	細則第14条第2項
	2. 区域図	縮尺 1/2,500 以上	細則第14条第2項
	3. 土地利用計画図(配置図)	縮尺 1/1,000 以上	細則第14条第2項
	4. 予定建築物又は特定工作物の平面図	縮尺 1/200 以上	細則第14条第2項
	5. 予定建築物又は特定工作物の立面図 (2面以上)	縮尺 1/200 以上	細則第14条第2項
	6. 敷地求積図	縮尺 1/500 以上	細則第14条第2項
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 図面には設計者の記名・押印をしてください。 (3) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。 (4) この表のほかに書類等が必要となる場合がありますので、担当窓口にてご確認ください。		

2. 予定建築物以外の建築等の許可申請(法第42条第1項ただし書)

申 請 書 類		適 用	
図 書	1. 予定建築物(特定工作物)以外の建築(建設)許可申請書	細則別記第17号 様式	細則第15条第1項
図 面	1. 位置図	縮尺 1/50,000 以上	細則第15条第2項
	2. 区域図	縮尺 1/2,500 以上	細則第15条第2項
	3. 土地利用計画図(配置図)	縮尺 1/1,000 以上	細則第15条第2項
	4. 予定建築物又は工作物の平面図	縮尺 1/200 以上	細則第15条第2項
	5. 予定建築物又は特定工作物の立面図 (2面以上)	縮尺 1/200 以上	細則第15条第2項
	6. 敷地求積図	縮尺 1/500 以上	細則第15条第2項
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 図面には設計者の記名・押印をしてください。 (3) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。 (4) この表のほかに書類等が必要となる場合がありますので、担当窓口にてご確認ください。		

3. 市街化調整区域内における建築物の建築等の許可申請(法第43条第1項)

申 請 書 類		適 用		必 須
図 書	1. 建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設許可申請 書	省令別記様式第九	省令第34条第1項	○
	2. 建築理由書		細則第16条第1項第6号	○
	3. 誓約書(内容によっては印鑑証明書付)		細則第16条第1項第6号	○
	4. 開発区域に含まれる土地の登記事項証 明書(全部事項証明書) ※ 線引き後分筆している場合は、元地番 の登記事項証明書を添付。 ※ 所有権移転より登記が間に合わない場 合には、売買契約書の写しを添付。		細則第16条第1項第2号	○
	5. 住民票の写し(個人番号の記載のないも の)【法人の場合にあっては、法人の登記 事項証明書(全部事項証明書)】		細則第16条第1項第3号	○
	6. 既存の権利を証する書類		省令第34条第2項 ※政令第36条第1項 第3号二に該当する場合	△
	7. 固定資産課税台帳・名寄帳・登載証明 書、既存建築物の検査済証等		細則第16条第1項第6号 ※既存建築物の建替えの 場合	△
	8. 道路・水路占用許可書等		細則第16条第1項第6号	△
	9. 境界査定書等		細則第16条第1項第6号	△
図 面	1. 位置図	縮尺 1/50,000 以上	細則第16条第1項第1号	○
	2. 区域図	縮尺 1/2,500 以上	細則第16条第1項第1号	○
	3. 公図の写し	縮尺 1/600 以上	細則第16条第1項第2号	○
	4. 敷地現況図	縮尺 1/500 以上	省令第34条第2項	○
	5. 敷地求積図	縮尺 1/500 以上	細則第16条第1項第1号	○
	6. 土地利用計画図(配置図)	縮尺 1/1,000 以上	細則第16条第1項第1号	○
	7. 敷地断面図	縮尺任意	細則第16条第1項 第5号、細則第16条 第1項第6号	○
	8. 排水施設計画平面図	縮尺 1/500 以上	細則第16条第1項第4号	○
	9. 排水施設計画断面図	縮尺任意	細則第16条第1項第6号	○

図 面	10. 給水施設計画平面図	縮尺 1/100 以上	細則第16条第1項第6号	△
	11. がけの断面図	縮尺 1/50 以上	細則第16条第1項第6号	△
	12. 擁壁の断面図	縮尺 1/50 以上	細則第16条第1項第6号	△
	13. 予定建築物又は特定工作物の平面図	縮尺 1/200 以上	細則第16条第1項第1号	○
	14. 予定建築物又は特定工作物の立面図 (2面以上)	縮尺 1/200 以上	細則第16条第1項第1号	○
	15. 各種構造図 (排水施設、雨水流出抑制施設(設置する 場合には計算書も添付。)、道路施設、給 水施設等)	縮尺 1/50 以上	細則第16条第1項第6号	○
	16. 連たん図	縮尺 1/2,500 以上	細則第16条第1項第6号 ※ 政令第36条第1項第3 号ロ(条例第4条)若しく は政令第36条第1項第 3号ハ(条例第6条第1項 第2号)該当する場合	△
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 申請書(正本)は原本を添付してください。(副本は写しで可) (3) 各種証明書は、申請日より3ヶ月以内のものを添付してください。 (3) 図面には設計者の記名・押印をしてください。 (4) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。 (5) ○印は必須、△印は必要となる場合があります。 (6) この表のほかに書類等が必要となる場合がありますので、担当窓口にてご確認ください。			

○ 承継に関する申請書類一覧

1. 許可に基づく地位の承継の届出(法第44条)

届 出 書 類		適 用	
図 書	1. 許可承継届出書	細則別記第22号 様式	細則第17条
	2. 被承継者の除籍全部事項証明書		細則第17条 ※ 相続の場合
	3. 承継者の戸籍個人事項証明書		細則第17条 ※ 相続の場合
	4. 合併後の法人の登記事項証明書(全部事項証明書)		細則第17条 ※ 法人の合併の場合
	5. 分割後の法人の登記事項証明書(全部事項証明書)		細則第17条 ※ 法人の分割の場合
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 届出書(正本)は原本を添付してください。(副本は写しで可) (3) 各種証明書は、届出日より3ヶ月以内のものを添付してください。 (4) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。		

2. 開発許可の承継の承認の申請(法第45条)

届 出 書 類		適 用	
図 書	1. 開発許可承継承認申請書	細則別記第23号 様式	細則第18条第1項
	2. 開発行為に関する工事を施行する権利を取得したことを証する書類(土地の登記事項証明書等)		細則第18条第2項
	3. 申請者の資力及び信用に関する書類 【法人の場合】 (1) 法人の登記事項証明書(全部事項証明書) (2) 前年度の財務諸表 (3) 法人税に関する納税証明書 (4) 事業経歴書 【個人の場合】 (1) 住民票の写し(個人番号の記載がないもの) (2) 資産に関する調書 (3) 所得税に関する納税証明書 (4) 事業経歴書		細則第18条第2項
注 意 事 項	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 申請書(正本)は原本を添付してください。(副本は写しで可) (3) 各種証明書は、申請日より3ヶ月以内のものを添付してください。 (4) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。		

○ 開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書類一覧

1. 開発行為又は建築に関する証明書の交付申請(省令第60条)

申 請 書 類		適 用		必 須
図 書	1. 証明書交付申請書	細則別記第28号 様式	細則第22条第1項	○
	2. 申請内容を明らかにする書面 ※ 自己の居住(業務)用に供する建築物 を建築する場合は建築理由書を添 付。		細則第22条第2項第2号	○
	3. 誓約書(内容によっては印鑑証明書付)		細則第22条第2項第11号	△
	4. 土地使用承諾書(印鑑証明書付)若しく は賃貸借契約書の写し		細則第22条第2項第11号	△
	5. 土地の登記事項証明書(全部事項証明 書) ※ 線引き後分筆している場合は、元地 番の土地の登記事項証明書を添付。 ※ 所有権移転より登記が間に合わない 場合には、売買契約書の写しを添 付。		細則第22条第2項第3号	○
	6. 住民票の写し(個人番号の記載のない もの)【法人の場合にあっては、法人の 登記事項証明書(全部事項証明書)】		細則第22条第2項第1号	○
	7. 農業経営の実態を示す書類		細則第22条第2項第11号	△
	8. 固定資産課税台帳・名寄帳・登載証明 書、既存建築物の検査済証等		細則第22条第2項第11 ※ 既存建築物の建替え の場合	△
	9. 農地法第4条若しくは第5条による許可 申請書の写し(受付印があるもの)		細則第22条第2項第11号	△
	10. 道路・水路占用許可書等		細則第22条第2項第11号	△
	11. 境界査定書等		細則第22条第2項第11号	△
図 面	1. 位置図	縮尺 1/50,000 以上	細則第22条第2項第5号	○
	2. 区域図	縮尺 1/2,500 以上	細則第22条第2項第5号	○
	3. 公図の写し	縮尺 1/600 以上	細則第22条第2項第4号	○
	4. 敷地現況図	縮尺 1/500 以上	細則第22条第2項第6号	○
	5. 敷地求積図	縮尺 1/500 以上	細則第22条第2項第7号	○

図 面	6. 土地利用計画図(配置図)	縮尺 1/1,000 以上	細則第22条第2項第8号	○
	7. 敷地断面図	縮尺任意	細則第22条第2項第11号	○
	8. 排水施設計画平面図	縮尺 1/500 以上	細則第22条第2項第10号	○
	9. 給水施設計画平面図	縮尺 1/100 以上	細則第22条第2項第11号	△
	10. がけの断面図	縮尺 1/50 以上	細則第22条第2項第11号	△
	11. 擁壁の断面図(高さが1メートルを超える場合には構造計算書を添付すること。)	縮尺 1/50 以上	細則第22条第2項第11号	△
	12. 予定建築物又は特定工作物の平面図(敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・最高高さを明記すること。)	縮尺 1/200 以上	細則第22条第2項第9号	○
	13. 予定建築物又は特定工作物の立面図(2面以上)	縮尺 1/200 以上	細則第22条第2項第9号	○
注 意 事 項	14. 各種構造図 (排水施設、雨水流出抑制施設(設置する場合には計算書も添付すること。)、道路施設、給水施設等)	縮尺 1/50 以上	細則第22条第2項第11号	△
	(1) 正本1部、副本1部を提出してください。 (2) 申請書(正本)は原本を添付してください。(副本は写しで可) (3) 各種証明書は、申請日より3ヶ月以内のものを添付してください。 (3) 図面には設計者の記名・押印をしてください。 (4) 代理者によって手続きを行う場合には、委任状が必要となります。 (5) ○印は必須、△印は必要となる場合があります。 (6) この表のほかに書類等が必要となる場合がありますので、担当窓口にてご確認ください。			